

福岡看護大学競争的資金等調査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡看護大学競争的資金等の取扱いに関する規則第6条及び福岡看護大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則第8条に基づき設置する福岡看護大学競争的資金等調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務及び調査の体制・手続き等)

第2条 委員会は大学長の諮問に基づき、福岡看護大学における競争的資金等の管理等に関する事項を調査及び検討等を行い、その結果を大学長に答申する。

2 必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

3 不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

4 配分機関への報告及び調査協力等のため、下記項目を実施する。

(1) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。

(2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、中間報告を配分機関に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関へ報告する。

(3) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出する。また、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 大学長が指名する役職教員1名

(2) 大学長が指名する教授または准教授1名

(3) 教育研究支援課長

(4) 機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない第三者

(5) その他委員長が特に必要と認めた者

2 委員は、前項4号の者が半数以上で構成されなければならない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、大学長から諮問された事項の調査及び検討結果を答申し、大学長が解散を命ずるまでとする。

(召集・運営)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(秘密保持)

第8条 委員会委員その他本委員会に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、教育研究支援課において処理する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、令和3年3月16日から施行し、令和3年年4月1日から適用する。